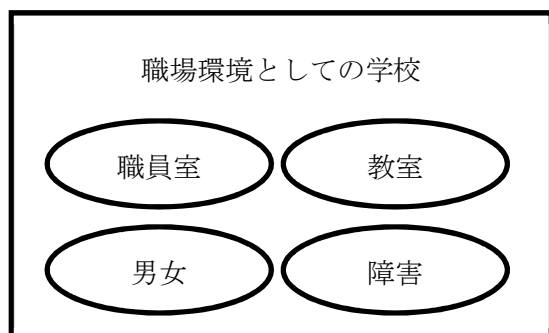


小中学校のあり方⑥ 働く場としての学校

令和4年2月2日

1. 教職員の働く場としての学校のあり方



(教職員の働き方改革)

教職員の勤務時間
労働者としての教職員の職場環境
障害者雇用率
メンタルヘルス
教材・ノウハウ等の継承・蓄積
自校作成の教材等の再利用
チームとしての学校

(部活動のアウトソーシング)

小学校又は中学校の部活動の指導を外部スポーツ団体等にアウトソーシングし、教職員による指導を廃止することについて

①学校が担ってきた業務の法的根拠 (教育法規便覧 学陽書房)

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(中教審・学校における働き方改革特別部会による中間まとめ)(平成29年12月22日)

「学校における働き方改革に関する緊急対策」(平成29年12月26日)

(1) 基本的には学校以外が担うべき業務

○登下校の時間の対応 学校保健安全法二七、三〇

- (1) 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。(学校保健安全法二七)
- (2) 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。(学校保健安全法三〇)
- (3) 通学路における児童生徒等の安全については、通学路を含めた地域社会における治安を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有するものであるが、本法においては、二七条に規定する学校完全計画に基づき、各学校において児童生徒等に対する通学路における安全指導を行うこととするとともに、三〇条において警察やボランティア団体等地域の関係機関・関係団体等との連携に努めることとされていることから、各学校においては適切な対応に努められたいこと。(「学校保健法等の一部を改正する法律の公布について」平二〇・七・九 二〇文科ス五二二文科スポーツ・青少年局長通知)

○学校内外における集中的な見守り活動

「児童生徒の自殺予防に係る取組について」(令二・六・一七 二初児生九 初中局児童生徒課長通知)

長期休業明けの前後において、学校として保護者、地域住民の参画や、関係機関等と連携の上、学校における児童生徒への見守り活動を強化すること。また、学校外における見守り活動については、教育委員会等の地方公共団体において、学校、警察等学校関係機関、地域の連携を一層強化する体制を構築し、取組を実施すること。特に、児童生徒が自殺を企図する可能性が高い場所については、これらの時期に見守り活動を集中的に実施することが有効であること。

○学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進

「学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について」(令元・七・三一 元文科初五六一 初中局長通知)

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平三一・一・二五中教審)において、学校給食費や教材費、修学旅行費等の学校徴収金については、先進的な地方公共団体の取組を踏まえれば、未納金の督促等を含めたその徴収・管理について、基本的には学校・教師の本来的な業務ではなく「学校以外が担うべき業務」であり、地方公共団体が担っていくべきであるとされている。

特に学校給食費については公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべきとされた答申を受けて、文科省は、地方公共団体における学校給食費の公会計化を促進し、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことにより、効率学区緒における学校給食費の徴収・管理に係る教員の業務負担を軽減することなどを目的として、「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を作成し、これを公表して各地方公共団体の学校給食費の公会計化の取組の推進を要請している。

さらに、学校給食費以外の教材費、修学旅行費等の学校徴収金についても、答申を踏まえ、未納者への督促等も含め、徴収・管理を地方公共団体の業務とすることや学校を經由せずに保護者と業者等との間で支払いや徴収等を行う方法など、学校負担の軽減を図る取組の推進について、引き続き適切な対応を求めている。

○地域ボランティアとの連絡調整 教基法一三 社教法五②、九の七

- (1) 教育基本法一三条の学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力の規定をうけて社会教育法に(2)に示す地域学校協働活動が規定され、市町村の教育委員会は、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとするとしてされた。
- (2) 学校が地域と連携・協働するに当たっては、地域との連絡・調整、校内の教職員の支援ニーズの把握・調整等の役割を担う者を置くことが効果的であり、教育委員会は、学校内において地域との連携・協働の中核となる教職員を校務分掌に位置付けるなど、必要な環境整備を行うことが望ましいこと。(「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について」平二九・三・三一 二八文科初一八五四 文科事務次官通知)

(2) 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務

○学校の業務としての調査・統計への回答 地方教育行政法四八、五一、五三 統計法二④③

- (1) 文部科学大臣は都道府県または市町村に対し、都道府県教育委員会は市町村に対し、都道府県または市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。(地方教育行政法四八)

- (2) 文部科学大臣は都道府県委員会又は市町村委員会相互の間の、都道府県委員会は市町村委任会相互の間の連絡調整を図り、並びに教育委員会は、相互の間の連絡を密にし、及び文部科学大臣または他の教育委員会と協力し、教職員の適正な配置と円滑な交流及び教職員の勤務能率の増進を図り、もってそれぞれのその所掌する教育に関する事務の適正な執行と管理に努めなければならない。(地方教育行政法五一)
- (3) 文部科学大臣または都道府県委員会は四八条一項及び五一条の規定による権限を行うため必要があるときは、地方公共団体の長又は教育委員会が管理し、及び執行する教育に関する事務について、必要な調査を行うことができる。(地方教育行政法五三①)
- (4) 文部科学大臣は、前(3)の調査に関し、都道府県委員会に対し、市町村長または市町村教育委員会が管理し、及び執行する教育に関する事務について、その特に指定する事項の調査を行うよう指示をすることができる。(地方教育行政法五三②)
- (5) 統計法の規定に基づく基幹統計(学校基本調査、学校保健統計調査、学校教員統計調査)について、学校の長は、調査票により報告することが義務づけられている。(統計法二④3)
- (6) 「国や教育委員会からの調査等への対応について、学校現場の負担感が非常に高い現状にあることから、各教育委員会におかれても、学校現場を対象として調査等を実施する場合には、その必要性、実施方法等について検討するとともに、調査に関する明確な低減目標の設定や改善方針の策定などにより、改善を図るようお願いします。また、学校を対象とした調査の見直しについて定期的に達成度を検証し、絶えず改善を図るようお願いします。」(「学校現場における業務改善の一層の推進について」平二七・七・二七 二七初参事一二 初中局参事官通知)

※「学校現場における業務改善のためのガイドライン」(平二七・七)の中で、文科省では「学校を対象として国が行う調査の見直しを行い、真に必要な調査に厳選してきている。教育委員会において、本ガイドラインを活用し、教職員の業務改善への取組や学校への必要な支援を積極的に進めていくことが求められる。」とし、具体的な改善方策として、「国の調査について、明確な低減目標(KPI)を定め、調査件数や内容・方法等について改善を図るとともに、教育委員会における調査の削減も促進する。」としている。

○児童生徒の休み時間における対応(「生徒の校内暴力等の非行の防止について」(昭五六・四・二三文初中三一四)「生徒指導提要」)

- (1) 学校内での生徒の非行を防止するため、具体的には、教師は生徒が授業から離脱することのないよう出欠を厳重にとることや授業時間に当たっていない教師が交替で校内を巡視したり、昼休みや下校時等に生徒を観察したりして指導する。(昭五六・四・二三文初中三一四)
- (2) 自己指導能力をはぐくんでいくのは、学習指導の場を含む、学校生活のあらゆる場や機会です。授業や休み時間、放課後、部活動や地域における体験活動の場においても、生徒指導を行うことが必要です。(「生徒指導提要」1章1節)
- (3) 児童生徒一人一人について、心身の健康状態を丁寧に観察することが求められます。観察の場としては、朝の会などでの健康観察を始めとし、登校時、授業中、昼休み、清掃活動、特別活動、部活動、下校時など、常に観察できる場面があります。(「生徒指導提要」3章4節3)

○校内清掃と清掃指導の法的根拠 小学校学習指導要領 中学校学習指導要領 解説 学校法研安全法六

- (1) 青銅などの当番活動や係活動等の自己の役割を自覚して協働することの意義を理解し、社会の一員として役割を果たすために必要となることについて主体的に考えて行動すること。(小学校学習指導要領第6章「特別活動」)
- (2) 「日常に行われている清掃や日直などの当番の活動」が、「教育課程には位置付けられていないが教育的意義が大きい」ものの例示として挙げられている(中学校学習指導要領解説「特別活動編」)

(3) 学校における環境衛生の維持について、学校保健安全法第六条、学校環境衛生基準

○部活動の実施と指導の義務の法的根拠 学校法施規七八の二 中学校学習指導要領(「中学校及び高等学校における運動部活動について」平一〇・一・二〇 文体体二九七文部省体育局長通知)

- (1) 学校における働き方改革特別部会(平二九・八・二九)資料一による文科省の解釈では、部活動の実施を義務付ける法的根拠は特段に無いとされている。
- (2) 学校教育法施行規則改正により、平成二九年四月より部活動指導員について、「部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(中学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事する。」と規定された。(学校法施規七八の二)

※部活動指導員の職務としては、実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能の指導、学校外での活動(大会・練習試合等)の引率、用具・施設の点検・管理、部活動の管理運営(会計管理等)、保護者等への連絡、年間・月間指導計画の作成、生徒指導に係る対応、事故が発生した場合の現場対応等

(3) 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

○給食時の対応 食育基本法五 学校給食法二 小・中学校学習指導要領

- (1) 子供の教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子供の食育の推進に関する活動に取り組むこと(食育基本法五)
- (2) 学校給食の目標(学校給食法二)
- (3) 学習指導要領解説の特別活動においては、「学級活動における保健指導、安全指導及び給食指導は、学校における健康の保持増進に関する指導の一貫である」とされ、「学級活動は、学級担任の教師が指導するのが原則である」とされている。
- (4) 学校給食の食事内容については、学校における食育の推進を図る観点から、学級担任、栄養教諭等が給食時間はもとより各教科等における食に関する指導に学校給食を活用した指導が行えるよう配慮すること。(「学校給食実施基準の一部改正について」平二五・一・三〇 二四文科ス四九四)
- (5) 食物アレルギー等のある児童生徒に対しては、校内において校長、学級担任、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、学校医等による指導体制を整備し、保護者や主治医との連携を図りつつ、可能な限り、個々の児童生徒の状況に応じた対応に努めること。(「学校給食実施基準の一部改正について」)

※学校給食における食物アレルギー対応指針(平二七・三)では、給食の時間における配慮が記されている。対応指針は、各学校等において食物アレルギー対応を行う上での参考資料として国が作成したものである。

○授業準備 学校法三七⑪ 中学校学習指導要領(総則)

- (1) 教諭は、児童の教育をつかさどる(学校法三七⑪)

- (2) 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力を育むことを目指し、創意工夫を活かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。(中学校学習指導要領(総則))

○学習評価や成績処理 学校法施規二四、二八①、五七 小・中学校学習指導要領

- (1) 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録を作成しなければならない。(学校法施規二四)
- (2) 学校において備えなければならない表簿の中に、指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿が含まれている。(学校法施規二八①)
- (3) 児童・生徒の平素の成績を評価し各学年の課程の修了、卒業の認定を行う。(学校法施規五七)
- (4) 文科省は、各設置者による指導要録の様式の決定や各学校における指導要録の様式の決定や各学校における指導要録の作成の参考となるよう、学習評価を行うに当たっての配慮事項、指導要録に記載する事項及び各学校における指導要録の作成に当たっての配慮事項等が示されている。(「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」平二二・五・一一 二二文科初一)

○学校行事等の準備・運営、地域行事等への参画等 小・中学校学習指導要領(特別活動)

- (1) 学校行事は、全校又は学年の児童・生徒で協力し、よりより学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、集団や社会の形成者として求められる資質・能力を育成することを目指すものである。儀式的行事、文化的行事、健康安全・体育的行事、遠足(旅行)・集団宿泊的行事、勤労生産・奉仕的行事といった各行事において、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うことを通して、それぞれの学校行事の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるように指導する。

(留意事項)

- ・学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てる。
 - ・児童・生徒や学校、地域の実態に応じて、行事の種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、各行事の趣旨を生かした上で、業時間の関連や統合を図るなど精選して実施することとし、年間・学期・月ごとに適切な授業時数を充てる。
- (2) 地域行事への参画等について、学校における働き方改革特別部会(第三回、平二九・八・二九)資料一「業務の適正化・役割分担等に関する具体的な論点」による文科省の解釈では、教育基本法、社会教育法等において、学校・家庭・地域の連携の重要性について規定しているが、教職員の職務として地域の行事への参画や協力について規定しているものはなく、時間外勤務としていわゆる超勤四項目に該当しない地域の行事への参加等を命じることはできないとされている。

○進路指導 学校法施規七一①③、準用(一〇四) 中学校学習指導要領(総則)

- (1) 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法五条二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
- (2) 中学校・高等学校には、進路指導主事を置くものとする。(学校法施規七一①、一〇四)

- (3) 進路指導主事は、指導教諭又は教諭をもって、これに充てる。校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。(学校法施規七一③、一〇四)
- (4) 生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行うこと。(中学校学習指導要領(総則))
- (5) 学校の教育活動全体を通じて、個々の生徒の特性等の的確な把握に努め、その伸長を図ること。また、生徒が適切な各教科・科目や類型を選択し学校やホームルームでの生活により良く適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、ガイダンスの機能の充実を図ること。生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進すること。(高等学校学習指導要領(総則))

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

いじめ防止対策推進法二二、二三③、二八① 教育機会確保法八 自殺対策基本法一七③

- (1) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。(いじめ防止対策推進法二二)
- (2) 学校は、前(1)の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。(いじめ防止対策推進法二三③)
- (3) 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下:「重大事態」)に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。(いじめ防止対策法二八①)
 - ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (4) 不登校児童生徒等に対する教育機会確保のため、国及び地方公共団体は、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と学校の教職員との信頼関係及び児童生徒相互の良好な関係の構築を図るための取組、児童生徒の置かれている環境その他の事情及び意思を把握するための取組、学校生活上の困難を有する個々の児童生徒の状況に応じた支援その他の学校における取組を支援するための必要な措置を講ずるよう努めるものとする(教育機会確保法八)。また、学校関係者が中心となり、児童生徒や保護者と話し合うなどして、「児童生徒理解・支援シート(参考様式)」を作成することが望ましい。「不登校児童生徒への支援の在り方について」令元・一〇・二五 元文科初六九八小中局長通知)

- (5) 不登校児童生徒への効果的な支援については、学校は不登校児童生徒に対し、原則として当該児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、必要に応じ、福祉、医療及び民間の団体等の関係機関や関係者間と情報共有を行うほか、学校間の引継ぎを行うなどして継続した組織的・計画的な支援を推進する。その際、学校は当該児童生徒や保護者と話し合うなどして「児童生徒理解・教育支援シート」等を作成することが望ましい。（「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」平二九・三・三一文部科学大臣決定）
- (6) 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身につける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。（自殺対策基本法一七③）
- (7) 学校と警察との連絡の強化については、地域の実情に即して、学校と警察署との協議により、具体的な方途を講ずる必要があるが、この場合、個々の非行事例について警察との連絡を密にする方法を講ずるほか、たとえば、学校警察連絡協議会、補導連絡会等の青少年の非行防止に関する組織を設け、これらの組織を通じて非行防止に関する情報の交換、非行防止計画の策定等につき警察と協同して行うことが望ましいと考えられること。（「青少年非行防止に関する学校と警察との連絡の強化について」昭三八・一〇・一〇文初中三八五初中局長通知）
- (8) 学校と警察との連携を強化するには、警察署ごとに、又は市町村その他の区域ごとに設立されている学校警察連絡協議会や補導連絡会等の組織（以下：「学警連等」）を通じ、学校等と警察が非行防止に関する情報を積極的に交換し、協同して取り組むべき具体的措置についての協議を行い、これを計画的に実施していくことが望ましいと考えられること。このため、各都道府県の実情に即し、学警連等の充実と活性化に配慮すること。
- また、その際、児童生徒を犯罪被害等から守るため、学校等と警察とが緊密な連携をとることに配慮すること。（「児童生徒の健全育成に向けた学校等と警察との連携の強化について」平九・一二・四 九初中七八 初中局中学校課長通知）

○部活動指導員

愛知県教育委員会では、部活動参加生徒に適切な技術指導を受けさせるとともに、教員への支援、教員の負担軽減を図るため、平成30年度から県立高等学校に対して部活動指導員の配置を始めました。また、市町村教委が事業主体となり、公立中学校への配置も平成30年度から始まっています。

今後、円滑な事業実施に向け、事業主体である県教委や市町村教委、配置される各学校に対し、指導者を紹介するためのリストを作成する予定としています。登録書の申請にご協力いただける方は、以下の「部活動指導員登録書」に必要事項をご記入の上、県教育委員会保健体育課まで、メールまたはファックスでご提出ください。

「部活動指導ガイドライン～より効果的で持続可能な部活動を目指して～」の策定について

愛知県教育委員会では、平成29年3月に策定した「教員の多忙化解消プラン」の取組の柱である「部活動指導に関わる負担の軽減」に基づき、部活動指導全般に関する指針となる「部活動指導ガイドライン」の策定作業を進めてきました。

そうした中、スポーツ庁が平成30年3月に策定・公表した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」も踏まえ、学校における部活動が今後とも児童生徒にとってより効果的で、持続可能なものとしていくために「部活動指導ガイドライン」を策定しました。

「部活動指導ガイドライン」の概要

1. 対象

- ・運動部だけでなく、文化部も含めています。
- ・公立（名古屋市立を除く）小中学校・高校・特別支援学校としています。

2. 本件の求める方向性

・今日の部活動が抱える諸課題に対して、「量から質へ」「指示から支援へ」「一律の形態から多様な形態へ」にまとめました。

3. 適切な活動量

・「適切な活動量」においては、国のガイドラインを参考として、「休養日」や「活動時間」の基準を以下のとおり示しています。

「休養日」 学期中は、週当たり2日（平日に1日と土日のいずれか1日）以上

※小学校は3日（平日に2日と土日のいずれか1日）以上

※大会への参加等により土日に活動する場合は、代替休養日の確保に努める

「活動時間」 平日は2時間程度、学校休業日は3時間程度

※小学校は平日2時間以内、学校の休業日は3時間以内

参考：国のガイドラインの基準（中学校対象、高校も準用）

「休養日」 学期中は、週当たり2日以上※平日に1日、土日1日以上

「活動時間」 平日は2時間程度、学校休業日は3時間程度

4. 今後について

市町村教育委員会は、県ガイドラインの趣旨を踏まえた上で、地域の実情を考慮した「設置する学校に係る部活動の方針」を策定し、各学校は、部活動の運営方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表していくこととなります。